

医歯薬学総合研究科（保健学系）倫理委員会内規

平成28年1月21日
医学部保健学科運営会議
平成28年2月21日
医学部保健学科運営会議改正
平成29年4月20日
医学部保健学科運営会議改正
平成29年9月28日
医学部保健学科運営会議改正

（趣旨）

第1条 この内規は、長崎大学大学院医歯薬学総合研究科における倫理審査等に関する規程（平成17年医歯薬学総合研究科規程第1号。以下「倫理委員会規程」という。）第26条の規定に基づき、医歯薬学総合研究科（保健学系）倫理委員会（以下「委員会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員会の職務）

第2条 委員会は、倫理委員会規程第13条第5項の規定により付託された研究等に係る審査を行う。

（組織）

第3条 倫理委員会規程第6条第5項各号に掲げる委員は、医歯薬学総合研究科長（以下「研究科長」という。）が保健学科長の推薦を受け、同項第1号及び第2号の委員は命じ、第3号から第5号までの委員は委嘱する。

（医歯薬学総合研究科倫理委員会委員への推薦）

第4条 保健学科長は、委員会の委員長を倫理委員会規程第6条第2項第3号の委員として研究科長へ推薦する。ただし、当該委員長が教授でない場合は、保健学系の教授の中から保健学科長が選考し、研究科長へ推薦する。

（医学部保健学科及び医歯薬学総合研究科保健学専攻の学生の卒業研究等の審査）

第5条 医学部保健学科及び保健学専攻の学生の卒業研究等に関する研究責任者は指導教員とし、学生の卒業研究等の実施に関する責任を負う。

2 委員会への医学部保健学科及び保健学専攻の学生の卒業研究等に関する申請は、別記様式第1号の1-2による。

3 医学部保健学科及び保健学専攻の学生は、申請者として委員会に出席し、申請内容等を説明するとともに意見を述べるができる。

（長崎大学病院臨床研究倫理委員会の審査）

第6条 保健学系の教職員及び学生研究等に係る研究責任者は、長崎大学病院における入院、通院患者（健常者を対照群においた研究を含む）を対象とした研究等を計画するときは、長崎大学病院臨床研究倫理委員会で当該研究等の審査を受けなければならない。

2 長崎大学病院臨床研究倫理委員会への医学部保健学科及び保健学専攻の学生の卒業研究等に関する申請は、長崎大学病院臨床研究倫理委員会が定める様式による。

(内規の改廃)

第7条 この内規の改廃は、医学部保健学科運営会議の議を経て行う。

(事務)

第8条 委員会の事務は、医歯薬学総合研究科総務課において処理する。

(補則)

第9条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この内規は、平成29年9月28日から施行し、平成29年7月13日から適用する。